

特集・「謝罪」なき広島のアバマ

「普遍原理」で投下責任隠す

原爆無差別大量殺戮と

憲法九条の精神を問い直す

田中 利幸

―「終戦」のための原爆利用

戦後これまで日米両政府が「原爆投下」に与えてきた政治的意味には、重大な問題性が含まれている。この問題性を市民の眼という視点から批判的に検討するためには、時系列的には原爆無差別大量殺戮に直結している、米軍が日本全土で展開したいわゆる「空襲」、とくに焼夷弾を使つての日本市民への無差別空襲に対する日本政府の基本的態度の考察から始めるのが最も適切であろう。当時の日本政府が、「空襲」をその被害者である自国民との関連でどのように認識していたかは、天皇裕仁の「空襲被害

状況視察」に最も如実に表れている。例えば、10万人以上という多数の市民が雨のように降り注ぐ猛烈な焼夷弾攻撃で一晩で焼き殺された1945年3月10日の東京大空襲の被害状況を裕仁が3月18日に行った視察については、次のような興味深い個人的な感想が残されている。

『3月18日に天皇陛下が視察に来るので道をきれいにしておけ』という命令があり、遺体は富岡八幡あたりに掘られた大きな穴にバンバン投げ込まれた。視察のときには道はきれいな状態になり、天皇は焼け野原はみたが遺体は目に見えないという。もし、あれだけの遺体を天皇が見ていたとしたら、終戦の時期はもっと

早まっただろう」（画家・狩野光男）

「九時過ぎかと思われる頃に、おどろいたことに自動車、ほとんどが外車である乗用車の列が永代橋の方向からあらわれ、なかに小豆色の自動車がまじっていた。それは焼け跡とは、まったく、なんとも言えずなじまない光景であつて、現実とはとても信じ難いものであつた。これ以上に不調和な景色はないと言いつつよいほどに、生理的に不愉快なほどにも不調和な光景であつた。……小豆色の、ぴかぴかと、上気な朝日の光りを浴びて光る車のなかから、軍服に磨きたてられた長靴をはいた天皇が下りて来た。大きな勲章までつけていた。……（焼け跡を片付けていた）人々は本当に土下座をして、涙を流しながら、陛下、私たちの努力が足りませんでしたので、むざむざ焼いてしまいました、まことに申し訳ない次第でございます、生命をささげまして、といったことを、口々に小声で呟いていたのだ。……責任は、原因を作った方ではなくて、結果を、つまりは焼かれてしまい、身内の多くを殺されてしまった方にあることになる！そんな法外なことがどこにある！こういう奇怪な逆転がどうしていったい起り得るのか！」

（堀田善衛『方丈記私記』）

このようにお膳立てされた「視察」で、裕仁が果たしてこの時どこまで深く空襲の被害にあった市民の苦痛苦悩の実態について理解できていたかは疑わしいが、その疑わしさは彼が同年8月15日に読み上げた「終戦の詔勅」によって明確なものになっている。

「敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所眞ニ測ルヘカラサルニ至ル 而モ尚交戦ヲ繼續セム力終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招來スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ 斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ是レ朕カ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ應セシムルニ至レル所ナリ」

（敵は新たに残虐な爆弾へ原爆を使用して、しきりに無実の人々までをも殺傷しており、惨



田中利幸氏（5月21日、広島市内）

澹たる被害がどこまで及ぶのか全く予測できないまでに至った。にもかかわらず、まだ戦争を継続するならば、ついには我が民族の滅亡を招くだけでなく、ひいては人類の文明をも破滅しかねないであろう。このようなことでは、私は一体どうやって多くの愛すべき国民を守り、代々の天皇の御霊に謝罪したら良い、というのか。これこそが、私が日本国政府に対し、共同宣言を受諾するよう下命するに至った理由なのである）（傍点は田中）

ここで裕仁は、戦争を終わらせなければならなかった（「敗戦」はもちろん「終戦」という言葉すら1回も使っておらず、共同宣言「ポツダム宣言の受諾」という表現のみを使用）その理由を、原爆という恐るべき大量破壊兵器の出現のみに帰した。すなわち、ポツダム宣言受諾の理由を、アメリカの残虐行為のみのせいにしてしまい、「人類の文明」を守るためという崇高な理念に基づいて自分は戦争を終わらせるのだと主張したのである。かくして、自分が大元帥

という最高指導者を務める日本帝国陸海軍が、アジア太平洋各地で、無謀で非人道的な戦闘行為を行うことを自軍の将兵に強制し、犬死にさせ、その結果、それらの日本軍将兵が多くの民間人の命を奪った事実、さらには原爆以外の米軍の無差別爆撃でも無数の自国民が殺傷された事実を隠蔽してしまった。周知のように、アメリカは「原爆を使わなかったならば戦争は長引き、そのため、さらに数百万人という犠牲者が

出たはずである」という原爆無差別大量殺戮の正当化のための神話を作り上げ、現在も、その神話が大多数のアメリカ人市民の間に深く広く且つ強く浸透している。しかし、実は、裕仁も、「終戦」を正当化するために、「原爆」を政治的に利用する上記のような「被害者神話」を作り上げ、これを国民に信じ込ませたのである。アメリカ市民同様、我々日本市民の大多数もまた、今なおこの「原爆終戦神話」に浸されきっているのである。

この「詔勅」で、続いて裕仁は次のように述べた。

「朕ハ帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ對シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス」（私は、日本と共に終始東アジア諸国の解放に協力してくれた同盟諸国に対しては遺憾の意を表せざるを得ない）

ここでもまた裕仁は、「今回の戦争はアジアの解放のために行ったものであり、そのために終始協力してくれた同盟諸国に申し訳ない」と欺瞞に満ちた表現を使っている。残虐極まりない行為をアジア太平洋各地で犯した侵略戦争行為と占領支配行為を、「正義の戦争」であったという印象を与えることで隠蔽し、あたかも自発的、積極的に日本に協力した「同盟国」が数多くあったかのような虚偽の発言を堂々と行ったのである。

かくして戦争は、常に、戦争中はもちろん戦後においても、戦勝国にも敗戦国にも真実を偽

らせる。その意味では、戦争被害を被るのは人間だけではなく、「真実」も「虚偽」という戦争被害に晒されるのが、戦争のもつ必然性であるといえよう。戦争は、どんな形で行われ、どんな形で終結されようとも、結局は反民主主義的な国家原理（＝「国益」のために「他者を殺し、自分も殺される」ことを国家が国民に強制する原理）で賄われるのである。なぜなら、「人を殺す」ということは、いかなる理由があるにせよ、民主主義的な行動ではありえないからだ。

それゆえ、裕仁の「責任」と「謝罪」が、原爆殺戮の被害者を含む「愛すべき国民」にではなく、「代々の天皇の御霊」に向けられていたことも、我々は決して忘れてはならない。「愛すべき国民」に対して自分が責任があるなどとは彼が少しも考えていなかったことは、上記「詔勅」の文章のみならず、「詔勅」発表の2週間前に裕仁が側近の内大臣・木戸幸一に吐露していたその心配ごとからも明らかである。木戸は、1945年7月31日の日記に、裕仁が述べた言葉を次のように記している。「伊勢と熱田の神器は結局自分の身近に御移して御守りするのが一番よいと思ふ。而しこれを何時御移りするかは人心に与ふる影響も考へ、余程慎重を要すると思ふ。……信州の方へ御移することの心組みで考えてはどうかと思ふ」と。つまり、日本国民全員を巻き込む本土決戦という土壇場になった場合も、裕仁にとって最も心配だったのは国民の生命の安全性ではなく、「国体」の

象徴である「三種の神器」であり、それを長野県松代の山中に掘られていた地下の大本営に自分とともに移すことを考えることだったのである。すなわち、裕仁にとっては、本土決戦とは、全国民の生命を盾として、「三種の神器」＝「国体」＝「神聖なる自己」を守るための「最後の戦い」として考えられていた。

Ⅱ 敗戦後の「原爆被害」政治利用

このように、早くも1945年8月15日から始まった原爆無差別殺戮の政治的利用は、敗戦後、日本の政治社会体制が「民主化」された後も、違った形で続いた。それは主として戦後の「平和」が「広島・長崎の犠牲」の基にこそ築かれたという、「犠牲の正当化」である。しかしながら、そのような「犠牲の正当化」は、戦争を非政治化させながら、実際には肯定的に受け入れているのであり、小田実は、敗戦国によるこの種の「犠牲の正当化」を、「戦勝国ナショナリズム」と対比させて「戦敗国ナショナリズム」と称した。その典型的な一例は、1946年8月6日、すなわち広島原爆1周年にあつた際の広島市長・木原七郎のメッセージである。木原は、「本市がこうむりたるこの犠牲にこそ、全世界にあまねく、平和をむたらしたい。大動機を作りたることを想起すれば、わが民族の永遠の保持のため、はたまた世界人類恒久平和の人柱と化した十萬市民諸君の霊に向かつて

熱き涙をそそぎつつも、ただ感謝感激をもつてその日を迎えるのほかないと存じます」と述べた（傍点は田中）。同日の中国新聞コラムもまた、「広島市民が犠牲になったためにこの戦争が終わった。よいキッカケになったことがどれだけ貴い人命を救ったか知れない」と主張して、「被害者による原爆正当化論」を展開したのである。

1947年12月7日、広島は、原爆被害を国家被害のシンボルとすることで国家原理の中に取り込み、「国家戦争被害幻想」を作り出した張本人である裕仁の訪問を受けた。その日、天皇を迎え、爆心地の市民広場に約5万人の市民が集まったとのこと。この時の状況を中国新聞は、次のように報道している。「5万人の国歌大合唱が感激と興奮のルツボからとどろき渡る。陛下も感激を顔に表され、ともに君が代を口ずさまれた。涙…涙…感極まって興奮の涙が会場を包んだ」。感激にむせぶ群衆に向かって、裕仁は、「犠牲を無駄にすることなく平和日本を建設して世界平和に貢献しなければならぬ」と、あたかも他人ごとのような言葉を発した。このとき、裕仁が被爆者の健康について楠瀬常猪広島知事に質問したのに対し、知事は「人の健康はまったく心配なく、植物が学問的にいえば多少の影響を残している程度で決して心配はいらない」（中国新聞社『年表ヒロシマ…核時代50年の記録』（傍点は田中））と述べている。裕仁の東京大空襲被害状況視察にあたって

被害者の屍体がきれいに片付けられ、裕仁の目には触れられないようにしたのと同様に、広島でも再び被害の実相は裕仁には伝えられず、被害者の姿は「国家の象徴」＝天皇の前からは消滅させられたのである。こうして、原爆ならびに焼夷弾無差別大量殺戮に対する責任を部分的に負っていた日本陸海軍大元帥＝天皇である裕仁に、責任の自覚を被害者の側から促すことすらなかったというのが実態であった。

かくして、栗原貞子が怒りをもって書き綴ったように、裕仁や広島市長、県知事による原爆被害の政治利用の陰で、「占領軍も民主主義勢力も行政も一貫して被爆者を抹消し闇のうちに封じこめてしまったのである。どこにも救いのない被爆者は疎開先の農村や郊外の町で『原爆の流れ者』『さたない』と疎外され、遅発性の原爆症で髪が脱げ、吐血し下血して血まみれの病床で原爆を呪って死んでいった。医師は未知の兵器による未知の病気を診断することが出来ず、死亡診断書にも、『血を吐いて死んだのだから肺結核だろう』と推定の病名を書き、原爆症は闇から闇へ葬られた」（栗原貞子『核・天皇・被爆者』）

なぜゆえにこのような「広島政治利用」被爆者無視」を我々は許してしまったのであろうか。その理由を簡略に述べれば、次のように説明できるのであろう。連合国側に降伏するやいなや、日本政府首脳たちは「一億総懺悔」を国民

に強要することで自分たちの戦争責任をやむやにしてしまった。同時に、天皇裕仁は本当は戦争に反対した「平和主義者」であったが、一部の軍指導者たちに政治的に利用された「戦争犠牲者」であるという神話を創り上げた。裕仁の「全国巡幸」によって「戦争被害者・裕仁」に国民が「自分たちの被害体験のアイデンティティー」を見いだすという現象が政治的に創り出され、「一億総懺悔」は「一億総被害者意識」へと急速に転化していった。その頂点が「裕仁の広島訪問」であった（「原爆」に責任の一端がある裕仁が皮肉にも被爆者に大歓迎されるという現象）。日本国民は天皇をまさに自分たちの戦争被害体験の象徴とみなすようになり、日本人だけが被害者という「一億総被害者意識」からは、それゆえ他のアジア人＝日本軍の残虐行為の被害者は完全に排除されてしまい、朝鮮人被爆者ですら長年の間「被爆者」とはみなされなくなった。その一方で、日本人は、その加害の張本人であるアメリカ政府の責任を追及することもせず、日本人がアジア太平洋各地で繰り広げた残虐行為の加害責任を問うこともしないという、「加害者不在の被害者意識」にとらわれるようになった。

Ⅲ 今も続く「ヒロシマ」の政治利用と オバマ大統領の訪問

その後、原爆無差別殺戮はますます日本の戦

争被害のシンボルとして頻繁に政治的に利用されるようになり、とくに占領後は「原爆」が被害のシンボルとされ、国家そのものが被害者であるかのような意識を全国民に浸透させていくために利用された。その反面、現実には被爆者は置き去りにされながら、「国家戦争被害幻想」だけは強化され、「唯一の核被害国」というスローガンが日本政府によって利用され、今も利用され続けている。かくして「核兵器の最終的廃棄」という政府の形式的目標のもとで、実際には核兵器製造能力維持のために原発稼働が続けられ、米国の核抑止力を強烈に支持することで、「反核」という普遍原理はすっかり空洞化されてしまっている。

「核兵器の最終的廃棄」という形式的目標を表明することによって、「空洞化された普遍原理」を空洞化したまま維持することは、為政者側にとっては政治的には非常に都合がよい。それは日本政府にとってだけでなく、核兵器保有国のアメリカ政府にとっても都合がよいのである。そのため「広島」が政治的に大いに利用され、様々な国際会議（核不拡散・核軍縮に関する国際委員会会議、G7下院議長会議、G7外相会議など）が広島で開かれるが、そうした会議が発する公的「宣言」は、ほとんど全て「核兵器廃絶」や「平和構築」という点で実質的にはなんら有効な政策を欠いているのがその実態である。いや、実質的にはなんら有効な政策を欠いているからこそ、「核被害の原点」である

広島で会議が開かれるのである。なぜなら、空洞化された人道主義的普遍原理を形式的に掲げることによって、実質的には核兵器廃絶にとっては全く無意味で無効なメッセージであるにもかかわらず、それが「核被害の原点・ヒロシマ」から出されるということ、あたかも普遍原理を体現しているかのごとく装うというマヤカシを行うには、広島で会議を行うことが好都合だからである。



原爆慰霊碑前でスピーチするオバマ米大統領
(首相官邸ホームページ) <http://www.kantei.go.jp/jp/97-abe/statement/2016/0527hiroshima.html> (から)

の真の「意味」を読み解くことも不可能なのである。しかし、残念ながら、大多数の広島市民(その中に多くの被爆者を含む)はこの政治的マヤカシを鋭く洞察する能力をすっかり削がれてしまっている。

今回のオバマ大統領広島訪問に先立って、「謝罪は求めない」という意向を日本政府側から米国政府に出した。こうした日本政府の態度は、最初から大統領が「謝罪」することなど考えてもいなかった米国政府にとっては、極めて好都合であったことは言うまでもない。したがって、



米軍岩国基地でスピーチするオバマ大統領 (米海兵隊岩国航空基地ホームページ) <http://www.mcasiwakuni.jp.marines.mil/> (から)

大統領の広島訪問を前にして、ライス米大統領補佐官(国家安全保障問題担当)が、「興味深いことに日本は謝罪を求めていないし、私たちがいかなる状況でも謝罪しない」と堂々と述べたのも全く不思議ではない。米国がこの問題では日本政府の意向を訊ねてもないのに、日本政府が「米国に謝罪を求めない」と自発的に米国政府に伝えた理由は、あらためて説明するまでもないくらい自明であろう。安倍政権側の本心は、「謝罪は求めない」のではなく、「米国に謝罪されては困る」ということであった。米国政府が、自国が行った「原爆投下」について日本の被爆者に謝罪するということは、それが「無差別大量虐殺」という犯罪行為であったことを公的に認めるということになる。米国が日本に対して犯した非人道的残虐行為に対するそのような謝罪行為は、今度は、日本がアジア太平洋諸国に対して過去に犯した様々な残虐行為に対して、被害者諸国から責任を追及され、謝罪を求められるという事態を惹起させることは明らかである。そのような状況を安倍政権としては絶対に避けたかったがゆえにこそ、前もって「謝罪は求めない」と米国政府に伝えることで、米国が「謝罪しない」ように念を押したわけである。

これは、逆説的に言うならば、これまで、我々自身が被害者となった米国の原爆殺戮犯罪の加害責任を厳しく問うことをしてこなかったゆえに、我々日本人がアジア太平洋各地の人たちに

対して犯した様々な残虐な戦争犯罪の加害責任も厳しく追及しないという二重に無責任な姿勢を産み出し続けてきたということである。すなわち、我々の戦後「民主主義」には、厳明な「責任認識」の上立った「正義履行」という点で、このような重大な欠陥があったということであり、日本の「民主主義」はいまなおそのような重大な欠陥を抱えたままであるということである。

安倍政権から念を押されるまでもなく、米政府側としては、またオバマ大統領自身としても、大統領広島訪問前に繰り返し述べていたように、現在の米政府が「謝罪」することはありえなかった。すでに述べたように、「謝罪」は原爆無差別殺戮が「人道に対する罪」という犯罪行為であったことを認めることであり、もしもそれを認めなければ、現在保有している核兵器を即座に廃棄しなければならなくなるという状況にアメリカは追い込まれる。したがって、核兵器関連予算をブッシュ政権時代より大幅に拡大し続け、核兵器の現代化（核弾頭の寿命延長化や核兵器運搬手段の新型開発など）に多額の予算を注ぎ込み、未臨界核実験を繰り返し行い、CTBT（核実験全面禁止条約）批准を拒みし続けているオバマ政権が、「謝罪」することなど到底考えられないのが実情である。ゆえに、これまた逆説的に言うならば、広島・長崎両市長などが、アメリカ政府に対して「原爆無差別殺戮に対する謝罪」を求めないで「核兵器

廃絶」を求めるということは、明らかに自己矛盾なのである。

オバマ大統領の広島訪問はわずか50分ほどで、そのうち原爆資料館見学がほんの10分少々。駆け足で通過した資料館で何を観て、何を考えたであろうか。その直後、17分を使って行った「所感発表」の内容は、予想したよりはるかに空虚で、なんの感動も聴き手に与えない無意味な言葉の羅列であった。原爆攻撃を「空から死が降ってきた」とあたかも天災のごとく描写することで始まる「所感」は、原爆無差別大量虐殺を人類史上長く繰り返されている惨たらしい戦争問題の一つとみなすことで、加害者である米国の責任を相対化し、核兵器の問題を「科学技術の悪用」だけに矮小化させた。核兵器廃絶問題に言及する部分はほんの数行にすぎず、しかもなんの具体的な提案も含んでいない（ちなみに原爆攻撃の加害者が誰であったのかを明言せず、あたかも天災のごとく描写するやり方は、国立原爆死没者追悼平和祈念館のパネル説明も同じである）。それどころか、核兵器問題をあたかも他人事であるかのように語り、「私が生きているうちにこの（核兵器廃絶）目標を達成することはできないかもしれない」と、原爆無差別大量殺戮を犯し核大国となった国家の大統領としてはあまりにも無責任な発言で済ませている。「すべての人は平等で、生まれながらにして生命、自由、そして幸福を追求する権利を持っている」というのが米国の国家原理

であり、それを表現するために努力する必要があるし、「私たちはみな、人類という一つの家族の一員だということ」を述べるために広島に來たのだと彼は言う。そんな陳腐な言葉を述べただけに、なぜわざわざ広島に來なければならなかったのか。

このオバマ大統領の所感もまた、「人間すべて平等」、「人類は一つの家族」という「空洞化された普遍原理」を前面に押し出し、その中に原爆無差別大量虐殺問題を取り込んでしまうことで「核兵器問題は人類共通の問題」とし、実際に米国の責任問題をうやむやにするという「広島政治利用」の常套手段を使ったのである。戦後初めて広島を訪れた裕仁が、「広島への被害」を自分が象徴する「国家被害」の中に取り込んでしまい、強烈な「国家被害幻想」を創り出したと同じように、加害国の大統領オバマは平和公園内に数十分間滞在し、謝罪を求めない被爆者代表を抱きしめるパフォーマンスで「広島被害」を「人類被害」に昇華させ、「人類被害幻想」を創り出した。そうすることで、同時にその責任もまた「人類の総責任」にしてしまうことで、米国の責任をうやむやにしてしまった。その上で、「平和を守るため」と称して、日米軍事同盟の重要性を強調し、核保有国という国家原理には一切手を触れなかったわけである。広島に來るためにオバマ大統領が岩国基地から往復したという事実こそ、彼の広島訪問の真の「意味」を象徴的に表している。

非常に興味深いことに、オバマ大統領の広島訪問と前述の裕仁の「東京大空襲被害状況視察」にはもう一つ極めて類似した現象が見られた。すでに述べたように、裕仁は被害者の屍体がきれいに片付けられた道を歩いて視察を行った。オバマ広島訪問を9日前にひかえた5月18日、広島市は原爆資料館本館敷地で行っていた地下遺構の発掘調査を一時中断し、現場を土で埋め戻し、周囲の囲いを撤去してアスファルトを敷いて歩けるようにした。この発掘調査は昨年11月から始まっており、3月に終了予定だったが、5月19日の毎日新聞報道によると、「これまでの調査で、三輪車や時計、万年筆などの遺品のほか、民家の敷石や道路の縁石など被爆前の街並みが見つかって」おり、想定以上に多くの被爆資料が発掘されたため、調査が長引いていたとのこと。ところが、「資料館の出口から慰霊碑、ドームまでを本来のように見通せるように」（広島市の説明）景観を整えるため、原爆被害跡を埋めてしまい、オバマ大統領がその上を歩けるようになったのである。「未調査部分はオバマ大統領の訪問後に再び掘り返す」と、広島市は説明した。

生活跡をきれいに埋めてピカピカにした地面上を歩いたのである。こうして、「謝罪」をしない加害国の元首が、被害都市の（直接の被害者である被爆者の一部を含む）市民の大歓迎を受けたわけである。このエピソードほど、被害者の個々人の痛みが加害国の国家原理によって政治利用され、本来は被害者の個人体験が内包しているはずの国家原理批判力、すなわち国家利益のために市民に「他者を殺し、自分も殺されること」を強制する国家原理を拒否する力が去勢され、踏みつけられている事実を、かくも象徴的に表しているものはない。

Ⅳ 国家原理を拒否する憲法九条

では、本来は被害者の個人体験が有しているはずの国家原理批判力を失うことなく、国家原理に個人体験を真正面からぶっつけていけるようにするためにはどうしたらよいのであろうか。それは、政治的に空洞化されていない普遍原理を個人体験の中に突き入れて、その個人体験を国家原理に対抗できるように強靱なものに思想化し、その思想を日常生活の中で実践していくことである。幸いにして、私たちは、そのような普遍原理を憲法九条という具体的な形で持っている。

「平和憲法」と呼ばれる日本国憲法は、最も戦争責任の重い且つ差別構造の原点である天皇・裕仁の名前で「民主憲法」として発布された。

「民主憲法」であるにもかかわらず、その第一章の8条全てが「天皇」の地位と権限に関する条項である。しかし、そのすぐ後の第二章には、本質的には国家原理すなわち「国家権力」を否定する思想を内包する九条が据えられているという、複雑な矛盾を憲法は最初から孕んでいた。国家原理を否定する思想は、第9条第2項の最後の条文「国の交戦権は、これを認めない」の中に含まれているが、この「交戦権否定」の解釈については、国際法学者で第3代最高裁判所長官を務めた横田喜三郎の以下のような説明が最も簡明で適切に思われる。

「この交戦権に関して、非常に重要なことは、いかなる条件も制限も加えられていないということである。……いかなる目的とか、いかなる手段としてとかいうことを全くいっていない。したがって、あらゆる場合、交戦権を認めない意味だということになる。つまり全面的に戦争する権利を認めないのである。単に国際紛争を解決する手段としてばかりではない。ほかのいかなる場合にも、絶対に戦争する権利を認めないのである」

しかしながら、「国家」は軍事力を保持し且つ「交戦権」を持つてはじめて「国家」としてその存在を他国から認められるという考えが、第2次世界大戦終結まで絶対的且つ支配的であったし、日本が1946年公布の自国の憲法で「交戦権否定」を表明したあと、現在も世界ではこの考えが圧倒的に支配的である。した

がって、逆説的に言えば、「交戦権」を持たない武力組織は「国家」ではない、つまり「テロ組織」と見なされるわけである。その最もよい例は、イスラエルとパレスチナの関係であろう。イスラエルがパレスチナを断固として国家として承認しない理由は、パレスチナが独立国家として世界に承認されれば「交戦権」を有するため、その軍力をイスラエルはもはや「テロ」扱いできなくなるという重大な問題が発生するからである。つまり、パレスチナが国家になれば、イスラエルとパレスチナの間の武力紛争は「戦争」となり、国連が介入することになるため、イスラエルはこれまでのように任意にパレスチナに武力攻撃ができなくなる。同じように、過激派イスラム・テロ集団が「IS（イスラーム国家）」と自称する理由は、「国家」を名乗ることによって交戦権保有を主張し、その武力活動を正当化することにある。

したがって、国家憲法で「交戦権」を否定しているということは、上記のような考えに照らすと、自国の憲法で、自国が国家組織ではないことを本質的には謳っているという摩訶不思議な憲法なのである。しかしながら、憲法九条を発案した幣原喜重郎も、それを全面的に支持した占領軍最高司令官マッカーサーも、さらには九条草案を議論した当時の国会議員たちも、おそらく、「交戦権否定」に「国家否定」の思想が内在しているなどは考えなかったであろう。憲法で「平和主義」を唱えている国家は世

界中に多数あるし、軍隊を保持していない国家も多数ある。しかし、「交戦権」を憲法で否定している国は唯一日本だけである。なぜ、このような不思議なことが日本では起きたのであろうか。その理由は、広島・長崎の原爆無差別大量殺戮という体験を強いられた我々は、今後は、核兵器の使用を許す国家の「交戦権」そのものを否定しなければ、人類存続そのものが危険であると考えたからにはかならない。

しかし、広島・長崎体験を踏まえて設置された日本国憲法九条に、国家否定の思想の内在化を感じた人がこれまでにいたことは確かである。例えば、1950年代に次のように述べたアーノルド・トインビーがその一人である。「原子兵器が発明された今の時代では、もはや国家主義にふけているわけにはいかない。日本人はそういった面を体験して生きぬいてきたのだし、痛ましい経験によって国家主義の限界を学びえた」(A・J・トインビー『歴史の教訓』へ傍点は田中)

日本では、憲法九条に国家否定思想の内在性を察知した数少ない知識人の一人は、哲学者・平井啓介であった。彼は、次のように、明晰にそれを説明している。

「核時代にどうしても必要なことは、国家論、というものを逆転させることだ、と確信しています。つまり、再軍備論・軍備拡張論の基盤にあるのは、軍備なき国家は存在しない、という過去の経験に立った、それなりに歴史的な根拠

をもつ国家論です。しかし20世紀の後半の国家論、ことに日本を今後生かすための国家論は、むしろ軍備廃絶に向かわぬかぎり、国の存続は根本的に成立たぬ、という平和を前提としないかぎり成立たぬ国家論ではないでしょうか。軍備をもたぬ国家でなければ生きられない。こういうところに腰をすえる根拠は、…日本のまきこまれる戦争は、核の破壊力の無限増殖を呼びこむ可能性なしにはありえない、という事実認識です。こういう事実認識を見すえて失わぬかぎり、憲法第九条を中心とする日本憲法の現実性は全面的によみがえるはずす」

「あの憲法九条が国家の否定の根本性をつきつけている点にほくは特別の評価をもっています」(平井啓介『8・15を読む・語る』へ傍点は田中)

すなわち、「非武装・絶対平和主義」を唱える憲法九条第2項は、国家間の戦争のための組織の原理を根本的には否定している条項であり、したがって国家否定の思想を内包している条項であると言えるのである。無政府主義者であった栗原貞子が憲法九条擁護にあればとまごに熱心であった理由もこの点であったと推測できる。徹底した市民運動家であり作家であった小田実も、日本を「非国家的国家といったもの」にできないかと、『世直しの倫理と論理』で論じているが、彼もまたおそらくその点で栗原と重なる思想を一貫して持ち続けた人であった。では、交戦権否定を表明する憲法九条の精神

V 結論

である「絶対平和主義」とは、具体的にはどのような精神なのであろうか。あらためて説明するまでもないが、人間は、様々な考えと好き嫌いをもち、性格が異なる多くの人間が「共に生き、共に死ぬ」ことを運命づけられている存在である。人が他者を愛することと同時に、憎悪することも避けられない。したがって、「絶対平和主義」とは、そのような矛盾を抱えた人間の誰もが、殺傷しあうことなく、「平和に暮らし、苦しみを強要されずに死んでいく権利がある」ことを保障するためには、これだけは「絶対必要」だという普遍原理のことであると私は考える。その普遍原理とは、すなわち、「いかなる理由によっても人間には人間を殺す権利はないし、誰も殺されてはならない」というものである。これが交戦権を否定した憲法九条の精神であると私は考える。しかし、この「平和に暮らし、苦しみを強要されずに死んでいく」というごく普通であたりまえの願いを実現することが、世界の多くの人間にとっていかに困難であるかは、戦争とテロによる殺戮が横行している現状から誰の目にも明らかなことである。憲法九条の精神は、まさにこうした暴力的で混沌とした世界現状に立ち向かうための、我々が拠って立つべき思想的基底であることを、再度ここで確認しておく必要がある。

すでに繰り返し述べたように、市民に、国益のために他者を殺し、自分も殺されることを強制的に国家原理は、自己正当化のために、常に人道的普遍原理を空洞化させ、空洞化した普遍原理を形式的に掲げる。その上で、空洞化した普遍原理に個人体験を媒介させることで、個人体験が内包する国家批判力を去勢し、国家原理の中に取り込んでしまう。これが、戦争を正当化し且つその責任を回避するために国家が使う常套手段である。オバマ大統領と安倍首相の広島訪問は、まさにこの常套手段から一歩もはみ出していない、国家原理貫徹のためのパフォーマンスであった。こうした常套手段を打ち破り、国家原理に対抗していくためには、我々日本人の個人体験へ原爆、焼夷弾空襲、沖縄戦などの被害体験と南京虐殺、マレー虐殺、軍性奴隷制など日本軍残虐行為の加害体験の両方へ普遍原理へ憲法九条の絶対平和主義へに直接還元させ、その還元運動を国家原理と対抗させることで国家原理を拒否するという実践活動を展開していくことが必要なのである。

オバマ大統領の「謝罪なき広島訪問」は、したがって、原爆無差別大量殺戮が「人道に対する罪」(≡普遍原理)であることをなんら認めることなく、「米国の原爆使用・核保有正当化論」(≡国家原理)を保持したまま、「核兵器問題は人類共通の問題」と形式的にだけ唱えることで、普遍原理、とりわけ「憲法九条の精神」を実質的には空洞化するパフォーマンスであった。そ

のオバマ大統領に同伴した安倍首相が、既に憲法九条の精神を空洞化させようとやっきになっていることはあらためて説明するまでもない。我々は、もう一度、オバマ大統領と安倍首相の広島訪問のこの真の「意味」を深く考え直し、このような「ヒロシマの政治利用」を再び許さないために、これからの我々の広島市民活動がどうあるべきなのかを、根本的に再考する必要に迫られている。そのためには、小田実の次のような言葉を想起することから始めるべきであらう。

「真に普遍原理をわがものとする方法は、他者の加害者体験を自分のそれと同時に告発していくこと、すなわち「自己の内なる加害者体験(あるいは、その可能性)を自覚し、それを他者の加害者体験と同時に、しつように告発していく態度だろう」(小田実『難死』の思想) (たなか・としゆき、「8・6ヒロシマ平和への集い」代表)

広島ジャーナリスト第21号

特集『『沖縄』が問う『戦後70年』
 新基地阻止 みなぎる決意 松元剛
 戦後70年、日本の安保を支えた 翁長雄志
 戦争の息の根止めよう 三上智恵
 米軍、焦った末の暴挙 谷本大岳
 われ、その驕りに付して 阿波根昌鴻さん
 井上一夫
 平和都市の法的基盤を概観 田村和之
 ドームを危機管理にしない大亀信行
 福島原発事故なぜ告訴が必要か 武藤頼子
 日本軍「慰安婦」問題を考える 吉見義明

申し込みはファクス 082-231-3005 かメール hiro9@opal.plala.or.jp ▽紀伊国屋書店広島店、フタ 図書などでも好評発売中